

# 第61回(2026年)国連人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択

- 2026年3月30日(現地時間。日本時間31日)、第61回国連人権理事会(於:ジュネーブ)において、EU及び豪州が提出し我が国が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議がコンセンサスで採択された。(本年で19年連続19回目の採択。)
- 本決議の共同提案国数は50か国(採択時)。

## 本決議における拉致関連パラ(仮訳)

### 【前文】

拉致被害者及び家族が高齢化し時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の更なる緊急性及び重要性を深刻な懸念をもって改めて強調。長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、特に2014年5月の日朝政府間協議に基づき、北朝鮮が全ての日本人に関する調査を開始して以降を含め、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないこと並びに強制的失踪作業部会及び恣意的拘禁作業部会からの複数回の情報提供要請に対して実質的な内容がない回答をしていることに対し深刻な懸念を表明。北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処に当たり、拉致被害者及びその家族に真摯に耳を傾け、速やかにその被害者の家族に対する失踪者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、日本人及び韓国人拉致被害者を含む全ての拉致被害者に関する全ての問題の即時の解決、特にそれらの人々の即時帰国の実現を改めて強く要求。

### 【本文】

北朝鮮に、速やかにそれらの人々の家族に対して正確、詳細かつ完全な情報を提供すること、それらの人々の即時帰国の実現のために具体的な行動を取ること及び関係者との建設的な対話を行うことを含め、誠実かつ透明性をもって、それらの人々の安否及び所在を信頼できる方法で明らかにして、拉致又はその他強制的に失踪させられた全ての者及びその子孫の問題を早急に解決することを要求。